

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 7 5
提出年月日	2 0 2 2 年 7 月 2 0 日

女川原子力発電所 2 号炉

原子炉格納容器フィルタベント系及び
代替循環冷却系の運用について

2 0 2 2 年 7 月
東北電力株式会社

1. 原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却系

原子炉格納容器フィルタベント系については、設置許可基準規則第48条、第50条、第52条（技術的能力審査基準1.5、1.7、1.9）の要求、代替循環冷却系については、設置許可基準規則第47条、第50条、第51条（技術的能力審査基準1.4、1.7、1.8）の要求に対応する重大事故等対処設備であることから、それぞれLCO設定する。

なお、原子炉格納容器フィルタベント系と代替循環冷却系は同等の機能を有する設備ではあるものの、いずれかが動作不能となった場合、保安規定変更に係る基本方針「4.3(1) LCO設定の考え方」の「設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合」について、設置許可基準規則第50条（技術的能力審査基準1.7）の設備要求による設備を維持出来ないことから、LCO逸脱とする。

(1) LCO設定の考え方

同等の機能を持つ他の重大事故等対処設備として、性能、頑健性、準備時間が問題ないことを技術的能力審査基準への適合性において確認された設備^{※1}が確保されている場合は、LCO逸脱とはみなさないこととする。

ただし、設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合は除く。

AOT延長に活用する設備については、表「原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却LCO/AOT整理」にて整理した。

なお、代替循環冷却系に対する原子炉格納容器フィルタベント系の扱いとしては、設置許可基準規則第50条第1項と第2項の関係を考慮した。第1項では「原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備」（代替循環冷却系）を要求していることに対し、第2項では第1項の後段の設備として「原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備」（原子炉格納容器フィルタベント系）を要求している。

一方で、有効性評価（代替循環冷却が使用できない場合）において、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器の過圧破損防止を達成でき、原子炉格納容器フィルタベント系による対策は有効であると確認されているものの、これら設備に対する基準規則上要求される役割の相違、事故対応手段としての優先度等を勘案し、第2項設備は第1項設備にて期待する機能を十分に満足しているとは考えにくいことから、AOT延長に活用する設備とはしないこととする。

表 原子炉格納容器フィルタベント系および代替循環冷却LCO/AOT 整理

A設備	設置許可基準規則	日設備	γ設備 (3 日間)	C設備 (30 日間)	D設備 (10 日間)	AOT		設定の考え方
						条件	要求される措置	
48	耐圧強化ペント系	(なし)	● 残留熱除去系 ○ サブレッシュンブルーワークモード ○ 格納容器スプレイ冷却モード	A.原子炉格納容器フィルタベント系が動作不能の場合 A1.発電機運転は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2.発電機運転は、回燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3.発電機運転は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに	完了時間 3日間 24時間 36時間	・設置許可基準規則第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。なお、(66-5-1) 原子炉格納容器フィルタベント系のACTは、設置許可基準規則第4.8条、第5.0条、第5.2条に必要な設備(残留熱除去系(低圧注水モード、サブレッシュンブルーワークモード、格納容器スプレイ冷却モード))の総称として残留熱除去系としている。	・設置許可基準規則第4.8条、第5.0条、第5.2条における要求事項を考慮し設定。 ・第30条第2項要求として原子炉格納容器フィルタベント系は、代替循環冷却系に加えて設置要求があり、代替循環冷却系のみでは基準要求は満足しないため、代替循環冷却系はB設備である代替循環冷却系第1項設備である代用設備の原子炉格納容器フィルタベント系に期待する機能を満足すると考えられることから C設備と整理する。
50	(66-5-1) 原子炉格納容器フィルタベント系	(なし)	● 残留熱除去系 ○ サブレッシュンブルーワークモード ○ 格納容器スプレイ冷却モード	B.条件Aで要求された措置を完了する場合 B1.発電機運転は、高温停止にする。 B2.発電機運転は、冷温停止にする。	※10:運転中のボンブについては、運転状態により確認する。 ※11:非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいり、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12:残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいり、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	3日間 24時間 36時間	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。
52	(なし)		● 残留熱除去系 ○ 低圧注水モード ○ 可燃性ガス濃度制御系	(なし)			・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条(66-5-1)代替循環冷却系のAO/Tは、設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条に必要な設備(残留熱除去系(低圧注水モード、サブレッシュンブルーワークモード、格納容器スプレイ冷却モード))の総称として残留熱除去系としている。
47	(なし)		● 残留熱除去系 ○ 低圧注水モード ○ 低圧心スプレイ系	A.代替循環冷却系が動作不能の場合 A1.発電機運転は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2.発電機運転は、低圧反応スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	完了時間 3日間 24時間 36時間	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。
50	(なし)		● 残留熱除去系 ○ サブレッシュンブルーワークモード ○ 格納容器スプレイ冷却モード	B.条件Aで要求された措置を完了する場合 B1.発電機運転は、高温停止にする。 B2.発電機運転は、冷温停止にする。	※13:運転中のボンブについては、運転状態により確認する。 ※14:非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいり、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	3日間 24時間 36時間	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。
51	(66-5-5) 代替循環冷却系	(なし)	● 残留熱除去系 ○ 低圧注水モード ○ 低圧心スプレイ系	(なし)			・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。	・設置許可基準規則第4.7条、第5.1条、第5.2条における水位回復には残留熱除去系(低圧注水モード)3系列必要。